

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議録等閲覧規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の申請）

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

（閲覧に供する会議録等）

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれのある事項その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

（閲覧の申出）

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

（閲覧の場所及び時間）

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び1市2町の所定の場所とし、その時間は、当該事務局又は1市2町の執務時間内とする。

（会議録等の複写等）

第6条 閲覧者は、会議録等を閲覧し、その内容を筆記により写すほか、その写しの交付を請求することができる。ただし、会議録等の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

2 前項の規定に基づき、会議録等の写しを交付した場合は、交付を受けた閲覧者に対し、その写しの作成等に要した費用として、写し1枚につき10円を請求することができる。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

平成 年 月 日

会議録等閲覧申出書

殿

申出者住所

氏名

連絡先（電話番号）

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、次のとおり申し出いたします。なお、閲覧に際しては、閲覧規程に規定された事項を遵守いたします。

閲覧希望日時	平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分 ~ 時 分
閲覧希望文書	第 回 合 併 協 議 会
	協議会の会議録 協議会に提出された文書
閲覧の目的	
会議録等の 写しの交付	交付を希望する 交付を希望しない

交付部数は1部とし、会議録等の写しの作成等に要した費用として、写し1枚につき10円をご負担いただきます。